

既存化学物質の微生物等による分解性及び魚介類の体内における濃縮性について

平成20年8月12日

経済産業省製造産業局

化学物質管理課化学物質安全室

昭和49年4月16日に施行された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）」に関連し、当省では既存化学物質の微生物等による分解性及び魚介類の体内における濃縮性についての安全性の点検を実施しているところである。

これまでの点検結果については、平成19年10月10日までに公表済みであるが、さらに平成19年12月までに別表1～4のとおり結果を得たのでその化学物質名称を公表する。

別表中の官報公示番号及びCAS番号については、利便性のため例示として掲載しているものであり、掲載した番号以外の番号が存在する場合がある。

これまでに公表したもののうち誤りが明らかになったものについては、以下とおり修正する。

- 1) 平成14年11月8日に難分解性と判断される物質として公表した「3-(アリルオキシ)-1,2-ベンゾチアゾール=1,1-ジオキソド」について、その名称を「3-(アリルオキシ)-1,1-ジオキソ-1λ⁶,2-ベンゾチアゾール」に修正する。
- 2) 平成19年10月1日に難分解性と判断される物質として公表した「2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(トリフルオロメチル)モルホリン」について、その官報公示番号「5-3790」を削除する。

試験方法等の概要

(1) 試験方法：

「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（昭和49年7月13日総理府、厚生省、通商産業省令第1号）」に基づく「新規化学物質等に係る試験の方法について（平成15年11月21日薬食発第1121002号、平成15-11-13製局第2号、環保企発第031121002号）」等による。

(2) 試験実施機関：

財団法人化学物質評価研究機構久留米事業所他国内化学物質GLP適合試験施設

(3) 試験結果の判定：

化学物質審議会審査部会での審議の上で判断しているが、その際、判断基準については「監視化学物質への該当性の判定等に係る試験方法及び判定基準（平成18年7月21日）」を参照されたい。

別表1

1. 難分解性ではないと判断される物質(10物質)

官報公示番号	CAS番号	名称
2-217	71-41-0	ペンタン-1-オール
2-472	6294-31-1	1-(ヘキサ-1-イルスルファニル)ヘキサン
2-608	2724-58-5 30399-84-9	16-メチルヘプタデカン酸
2-609	60-33-3	(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン酸
2-1206	4316-73-8	ナトリウム=2-(メチルアミノ)アセタート
3-500 4-57	620-17-7	3-エチルフェノール
3-1454	150-13-0	4-アミノ安息香酸
3-1652	50-78-2	2-アセトキシ安息香酸
9-1317	111-01-3	2, 6, 10, 15, 19, 23-ヘキサメチルテトラコサン
9-1161	110-64-5	ブター-2-エン-1, 4-ジオール

別表2

2. 難分解性であるが高濃縮性ではないと判断される物質(18物質)

官報公示番号	CAS番号	名称
2-61	110-56-5	1, 4-ジクロロブタン
2-184	7173-51-5	ジデカン-1-イル(ジメチル)アンモニウム=クロリド
2-390	3033-62-3	N, N, N', N'-テトラメチル-2, 2'-オキシビス(エチルアミン)
2-2795	10222-01-2	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド
3-407	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン
3-503	585-34-2	3-tert-ブチルフェノール
3-521 4-57	95-87-4	2, 5-ジメチルフェノール
3-521 3-526	120-95-6	2, 4-ジ-tert-ペンチルフェノール
3-1423 3-62	117-08-8	3, 4, 5, 6-テトラクロロ無水フタル酸
3-2254	3194-57-8	1, 2, 5, 6-テトラプロモシクロオクタン
3-2634	80-10-4	ジクロロ(ジフェニル)シラン
4-44	843-55-0	4, 4'-シクロヘキサン-1, 1-ジイルジフェノール
4-112	28768-32-3	N, N, N', N'-テトラキス(オキシラン-2-イルメチル)-4, 4'-メチレンジアニリン
4-372	130-15-4	1, 4-ナフトキノ
4-641	26896-48-0	(トリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカン-4, 8-ジイル)ジメタノール
4-1522	85954-11-6	3, 3', 5, 5'-テトラメチル-4, 4'-ビス(オキシラン-2-イルメトキシ)ピフェニル
5-3433	27605-76-1	3-(アリルオキシ)-1, 1-ジオキソ-1λ ⁶ , 2-ベンゾチアゾール
5-3604	25973-55-1	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール

別表3

3. 高濃縮性ではないと判断される物質(3物質)

官報公示番号	CAS番号	名称
3-62	632-58-6	3, 4, 5, 6-テトラクロロフタル酸
3-2638	947-42-2	ジフェニルシランジオール
5-198	81-07-2	1, 1, 3, 3-トリオキソ-2, 3-ジヒドロ-1λ ⁶ , 2-ベンゾチアゾール

* 3, 4, 5, 6-テトラクロロフタル酸、ジフェニルシランジオール及び1, 1, 3-トリオキソ-2, 3-ジヒドロ-1λ⁶, 2-ベンゾチアゾールについては、分解度試験の分解生成物として濃縮性の点検が行われたものであり、分解性の点検は行われていない。

別表4

4. 難分解性と判断される物質(16物質)

官報公示番号	CAS番号	名称
2-67	110-53-2	1-ブロモペンタン
2-133 2-176	112-90-3	(Z)-オクタデカ-9-エン-1-イルアミン
2-184	17301-53-0	ドコサン-1-イル(トリメチル)アンモニウム=クロリド
2-615	301-08-6	鉛(II)=ビス(2-エチルヘキサノアト)
2-1247	13927-77-0	ニッケル(II)=ビス(N, N-ジブタン-1-イルジチオカルバマート)
2-3197	15332-99-7	トリス(イソプロペニルオキシ)(ビニル)シラン
2-3341	69709-01-9	1, 1, 3, 3-テトラメチル-2-[3-(トリメトキシシリル)プロパン-1-イル]グアニジン
3-78	19398-61-9	2, 5-ジクロロトルエン
3-78	95-75-0	3, 4-ジクロロトルエン
3-136 3-368	15233-47-3	N-オクタン-2-イル-N'-フェニル-1, 4-フェニレンジアミン
3-503	88-18-6	2-tert-ブチルフェノール
3-552 4-57 9-913	700-13-0	2, 3, 5-トリメチルベンゼン-1, 4-ジオール
3-2024	6627-59-4	ナトリウム=2-アミノ-4-クロロ-5-メチルベンゼンスルホナート
4-71	74921-47-4	(1, 3-ジフェニルブタン-1-イル)-1, 2-ジメチルベンゼン
4-501	117-62-4	2-アミノナフタレン-1, 5-ジスルホン酸
5-3909 9-2282	83-88-5	7, 8-ジメチル-10-[(2S, 3S, 4R)-2, 3, 4, 5-テトラヒドロキペンタン-1-イル]ペンゾ[g]プテリジン-2, 4(3H, 10H)-ジオン